

長崎県医療安全相談センター事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、医療に対する患者の苦情や相談に迅速に対応することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進することにより、医療の安全と向上を図ることを目的とする。

(医療安全相談センター等の設置)

第2条 第1条の目的達成のため、下記のとおり医療安全相談センター等を設置することとし、具体的内容については別に定める。

- ① 県に「長崎県医療安全相談センター」を設置する。
- ② 県の各保健所に「地域医療安全相談センター」を設置する。
- ③ 長崎県医療安全相談センターに、「協議会」を設置する。
- ④ 地域医療安全相談センターに「連絡調整会議」を設置する。

(事 業)

第3条 事業内容については下記のとおりとし、具体的内容については別に定める。

1 長崎県医療安全相談センター

- ① 二次的相談業務
- ② 病院や関係団体等における窓口との連携・調整
- ③ 地域医療安全相談センターへの助言・指導
- ④ 相談事例の収集・分析及び情報提供
- ⑤ 地域医療安全相談センターの相談員に対する研修の実施
- ⑥ 医療安全施策の普及・啓発(医療提供施設等に関する情報提供や助言・研修、患者・国民に対する医療安全に係る啓発等を含む。)

2 地域医療安全相談センター

- ① 一次的相談業務
- ② 病院や関係団体等における窓口との連携・調整
- ③ 相談事例の収集・分析及び情報提供
- ④ 医療安全施策の普及・啓発(医療提供施設等に関する情報提供や助言・研修、患者・国民に対する医療安全に係る啓発等を含む。)

3 協議会

- ① 活動内容等の検討
- ② 関係団体等との連携・調整
- ③ 相談事例の分析、検討等
- ④ 個別相談事例へのアドバイス

4 連絡調整会議

- ① 関係団体等との連携・調整
- ② 個別相談事例へのアドバイス

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。